

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年8月31日

【発行者名】 UBS (Lux) エクイティ・シキャブ  
(UBS (Lux) Equity SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
ロバート・スティングー (Robert Süttinger)  
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
ラファエル・シュミット - リヒター (Raphael Schmidt-Richter)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、  
J . F . ケネディ通り33A  
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 ( 6212 ) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ  
- ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)  
- ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)  
- グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)  
- ロング・ターム・テーマ(米ドル)  
- US トータル・イールド(米ドル)  
(UBS (Lux) Equity SICAV  
- European High Dividend (EUR)  
- European Opportunity Unconstrained (EUR)  
- Global Emerging Markets Opportunity (USD)  
- Long Term Themes (USD)  
- US Total Yield (USD) )

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

## 記名式無額面投資証券

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル)P - a c c 投資証券

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

USトータル・イールド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

13億6,820万ユーロ(約1,717億円)

クラス(米ドル)P - a c c 投資証券

12億3,440万米ドル(約1,301億円)

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

23億4,280万ユーロ(約2,940億円)

クラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券

18億7,680万米ドル(約1,977億円)

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

16億8,700万米ドル(約1,777億円)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

16億6,630万米ドル(約1,756億円)

USトータル・イールド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

19億6,000万米ドル(約2,065億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2020年8月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については136.82ユーロに1,000万口、クラス(米ドル)P - a c c 投資証券については123.44米ドルに1,000万口、ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については234.28ユーロに1,000万口、クラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券については187.68米ドルに1,000万口、グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については168.70米ドルに1,000万口、ロング・ターム・テーマ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については166.63米ドルに1,000万口およびUSトータル・イールド(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については196.00米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2020年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=105.36円および1ユーロ=125.47円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年11月30日に提出した有価証券届出書(2021年2月26日、2021年4月30日、2021年7月26日および2021年8月10日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2021年8月31日付で、投資方針、投資制限、投資リスク、手数料等及び税金、役員の状況、手続等、管理及び運営に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

## 2【訂正の内容】

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 2 投資方針

###### (1) 投資方針

<訂正前>

###### 一般投資原則

本投資法人のサブ・ファンドは、それぞれの資産の3分の2以上を、株式、その他のエクイティ持分、配当権証券、ならびに、付随的に、エクイティ・ワラントおよびその他のエクイティ持分に投資する。

(中略)

さらに、その名称とは無関係に、投資商品および投資制限に関する以下のガイドラインに従って、各サブ・ファンドは、その純資産の最大25%を、転換社債および(有価証券の申込権が付された)ワラント債に投資することができ、また、その純資産の最大15%を、公的機関、半公共企業または民間の発行体によって発行された債券、UCITS指令のもと認められている中・短期債およびこれらに類似する確定利付債務証券および変動利付債務証券(変動利付債を含み、実質的な投資対象としての派生商品が付された中・短期債を除く。)ならびに短期金融市場証券、ならびに、付随的に、上記の発行体によって発行された債券のオプションに投資することができる。

本投資法人の純資産の最大15%を、あらゆる種類の約束手形(その利息については、利息支払の形式の貯蓄収入の課税に関する2003年6月3日のEU指令2003/48/ECの意味の範囲において「利息」とみなされることができるもの。)に投資することができる。

(中略)

###### サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

## ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

(中略)

## ロング・ターム・テーマ(米ドル)

UBSアセット・マネジメントはロング・ターム・テーマ(米ドル)をESG統合型ファンドに分類している。

アクティブ運用される本サブ・ファンドは、その資産を、主に世界中の先進国および新興国市場の大型および中小型株式およびその他のエクイティ持分に投資する。本サブ・ファンドにおいて、投資運用会社は投資に際して魅力度を判断するにあたり、長期的な視点に着目する。これらの視点は、あらゆるセクター、国および株式時価総額の銘柄にも及ぶ。これらの視点は、例えば、世界的な人口増加、高齢化または都市化と関連しうる。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIオール・カンントリー・ワールド(税引き後配当再投資)を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。

本サブ・ファンドはグローバルな投資特性のために様々な外国通貨に投資を行うが、為替リスクを低減するためにポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの表示通貨に対してヘッジする場合がある。

投資家は、上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株が本サブ・ファンドの投資対象となる可能性についても留意すべきである。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

## 一般投資原則

特に投資方針として記載されない限り、本投資法人のサブ・ファンドの資産の3分の2以上は、株式、その他のエクイティ持分、配当権証券、ならびに、付随的に、エクイティ・ワラントおよびその他のエクイティ持分に投資される。

(中略)

さらに、その名称とは無関係に、投資商品および投資制限に関する以下のガイドラインに従って、各サブ・ファンドは、その純資産の最大25%を、転換社債および(有価証券の申込権が付された)ワラント債に投資することができ、また、その純資産の最大15%を、公的機関、半公共企業または民間の発行体によって発行された債券、UCITS指令のもと認められている中・短期債およびこれらに類似する確定利付債務証券および変動利付債務証券(変動利付債を含み、実質的な投資対象としての派生商品が付された中・短期債を除く。)ならびに短期金融市場証券、ならびに、付随的に、上記の発行体によって発行された債券のオプションに投資することができる。ただし、かかる商品がデリバティブ(例えば先物)を使用したシンセティック株式エクスポージャーの創出を要求される場合を除く。

本投資法人の純資産の最大15%を、あらゆる種類の約束手形(その利息については、利息支払の形式の貯蓄収入の課税に関する2003年6月3日のEU指令2003/48/ECの意味の範囲において「利息」とみなされることができるもの。)に投資することができる。

(中略)

## サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

### サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

### ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

(中略)

### ロング・ターム・テーマ(米ドル)

UBSアセット・マネジメントはロング・ターム・テーマ(米ドル)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。

アクティブ運用される本サブ・ファンドは、その資産を、主に世界中の先進国および新興国市場の大型および中小型株式およびその他のエクイティ持分に投資する。本サブ・ファンドにおいて、投資運用会社は投資に際して魅力度を判断するにあたり、長期的な視点に着目する。これらの視点は、あらゆるセクター、国および株式時価総額の銘柄にも及ぶ。これらの視点は、例えば、世界的な人口増加、高齢化または都市化と関連しうる。

ポートフォリオ・マネジャーは、強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。UBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアデータに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性を向上させる。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)に関して、関連する企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESG特性は、企業の主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連する。環境および社会要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたUBS ESGコンセンサススコアを用いて測定される。サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るか、またはUBS ESGコンセンサススコアの7から10(強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。)を有するサステナビリティ・プロファイルを維持する。算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。それにより、サブ・ファンドはガバナンス面の特性だけでなく環境面および社会面の特性も促進する。

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。除外方針のほかに、本サブ・ファンドは、タバコの生産、風俗、石炭または石炭火力発電所由来のエネルギーにより主な収益を得る企業への直接的な投資を行わない。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの測定、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIオール・カンントリー・ワールド(税引き後配当再投資)を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。投資戦略および監視プロセスは、商品の環境的または社会的特性が確実に考慮されるようにする。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行

使用することができ、投資選択または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。サブ・ファンドは、そのグローバル志向のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

投資家は、上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株が本サブ・ファンドの投資対象となる可能性についても留意すべきである。

(後略)

#### (4) 投資制限

<訂正前>

##### 投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

(中略)

#### 2. リスク分散

(中略)

2.2 2.1に定める制限に関係なく、各サブ・ファンドは同一金融機関に対し

- 当該機関が発行した有価証券または短期金融商品
- 当該機関の預金および/または
- 当該機関との間で取引される店頭派生商品

を組み合わせて純資産の20%以上を投資してはならない。

(中略)

#### 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに/または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品(以下「技法」という。)を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。かかる技法および商品の利用は、投資者の最善の利益に一致するものでなければならない。

(中略)

本投資法人に証券貸付の業務を提供している提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する枠組み合意を作成している。

(中略)

一般的に、以下の要件がレポ契約/リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

(中略)

- ( ) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト/費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト/費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。

(後略)

<訂正後>

## 投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

(中略)

## 2. リスク分散

(中略)

2.2 2.1に定める制限に関係なく、各サブ・ファンドは同一金融機関に対し

- 当該機関が発行した有価証券または短期金融商品
- 当該機関の預金および/または
- 当該機関との店頭派生商品の契約

を組み合わせると純資産の20%以上を投資してはならない。

(中略)

## 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CSSEにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに/または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品(以下「技法」という。)を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。技法は、「証券金融取引のエクスポージャー」の項に記載されるとおり継続的に使用されるが、市況に応じて、停止または証券金融取引のエクスポージャーの軽減が随時決定されることがある。かかる技法および商品の利用は、投資者の最善の利益に一致するものでなければならない。

(中略)

本投資法人に証券貸付の業務を提供している提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、毎年見直され、必要であれば、調整される。

現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収益の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収益の40%は、証券貸付仲介人たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店および証券貸付サービス提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによってコスト/費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべてのコスト/費用は、総収益の証券貸付仲介人の取り分から支払われる。これには、証券貸付活動を通じて生じたすべての直接および間接のコスト/費用が含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーは、UBSグループの一員である。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する枠組み合意を作成している。

(中略)

一般的に、以下の要件がレポ契約/リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

(中略)

- ( ) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト/費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト/費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。

- ( ) トータル・リターン・スワップからの純リターンの100%から直接および間接の運営コスト/費用を差し引いたものがサブ・ファンドに返還される。
- ( ) トータル・リターン・スワップに発生したすべての直接および間接の運営コスト/費用は、ファンドの年次報告書および半期報告書に記載される事業体に支払われる。

( ) トータル・リターン・スワップについては費用分割の取決めはない。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。

(後略)

### 3 投資リスク

#### a . リスク要因

<訂正前>

(前略)

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

(中略)

- ・ 雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に関する変化
- ・ 法環境の変化
- ・ 特定の資産クラス (株式など)、市場、国、業種およびセクターに対する投資者の信頼の変化、および

(中略)

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(中略)

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針 (4) 投資制限 5 . 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。

(中略)

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レボ契約/リバースレボ契約および証券貸付取引のエクスポージャー (いずれの場合も、純資産価額に対する割合) は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レボ契約/リバースレボ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド (ユーロ)	0% - 10%	50%	0%	<u>100%</u>	0% - <u>50%</u>	<u>100%</u>
ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド (ユーロ)	0% - 200%	300%	0%	<u>100%</u>	0% - <u>50%</u>	<u>100%</u>
グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー (米ドル)	0%	15%	0%	<u>100%</u>	0% - <u>50%</u>	<u>100%</u>
ロング・ターム・テーマ (米ドル)	0%	15%	0%	100%	0% - <u>50%</u>	<u>100%</u>
US トータル・イールド (米ドル)	0% - 10%	50%	0%	<u>100%</u>	0% - <u>50%</u>	<u>100%</u>

(後略)

<訂正後>

(前略)



こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

(中略)

- ・ 雇用、公共支出および負債等の経済要因ならびにインフレに関する変化
- ・ 法環境の変化
- ・ 資産クラス(株式など)、市場、国、業種およびセクターに対する投資者の信頼の変化、および

(中略)

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(中略)

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4) 投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引は、貸付証券が適時に返還されないまたは買戻しできないリスクを含む取引相手方リスクを伴う。証券の借主がサブ・ファンドによって貸付された証券を返還しない場合、担保の不正確な価格設定、市況の不利な動き、担保の発行体の信用度の低下、担保が取引される市場の流動性の欠如、担保を保有する保管会社の過失もしくは支払不能または(例えば支払不能による)法的契約の解除によるか否かを問わず、受け取った担保が貸付証券の価値よりも低い価値で換金される可能性があるというリスクがあり、これはサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。

(中略)

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー(いずれの場合も、純資産価額に対する割合)は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約/リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)	0% - 10%	50%	0%	25%	0% - 40%	50%
ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)	0% - 200%	300%	0%	25%	0% - 40%	50%
グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)	0%	15%	0%	25%	0% - 40%	50%
ロング・ターム・テーマ(米ドル)	0%	15%	0%	100%	0% - 40%	50%
USトータル・イールド(米ドル)	0% - 10%	50%	0%	25%	0% - 40%	50%

(後略)

#### 4 手数料等及び税金

##### (1) 申込手数料

<訂正前>

##### a. 海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大3%とする。

(後略)

<訂正後>

a . 海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券 1 口当たり純資産価格の最大5 %とする。

( 後略 )

## (4) その他の手数料等

## &lt;訂正前&gt;

上限定率管理報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価( ) 純資産価格の計算」の項に基づくスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

(中略)

- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮される。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

上限定率管理報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価( ) 純資産価格の計算」の項に基づく希薄化賦課手数料またはスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

(中略)

- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮される。

- l) 本投資法人の取締役を支払われる手数料、コストおよび費用(合理的な立替費用、保険料および取締役会に関連する合理的な交通費ならびに取締役の報酬)。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

(後略)

## (5) 課税上の取扱い

ルクセンブルグ

## &lt;訂正前&gt;

(前略)

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

(中略)

サブ・ファンドは、ストック・コネクトを通じた中国A株式の売却による売却金額に対し、中国において適用される0.1%の印紙税を課税される。

<訂正後>

(前略)

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

(中略)

サブ・ファンドは、ストック・コネクトを通じた中国A株式の売却による売却金額に対し、中国において適用される0.1%の印紙税を課税される。

#### 2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

管理会社は、以下のサブ・ファンドを運用する際、サブ・ファンドの特別な投資方針に定められる投資制限に加え、2018年ドイツ投資税法(InvStG)第20条第(1)項および第(2)項に基づき部分的課税免除に関する条項も考慮する。

投資対象ファンドに投資している場合、サブ・ファンドは、自己のエクイティ参加比率を計算する際に当該対象投資ファンドを考慮に入れる。対象投資ファンドはエクイティ参加比率が少なくとも毎週計算・公表されるものに限られ、そのデータが利用可能な範囲において、同法第2条第(6)項または第(7)項に従い当該対象投資ファンドのエクイティ参加比率を考慮に入れる。

このため、以下のサブ・ファンドは、同法第20条第(1)項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第(6)項に規定される「エクイティ・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の50%以上をエクイティ投資対象(同法第2条第(8)項および関連ガイドラインに定義される。)に継続的に投資する。

- ・ UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー (米ドル)
- ・ UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - US トータル・イールド (米ドル)
- ・ UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド (ユーロ)
- ・ UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド (ユーロ)
- ・ UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ロング・ターム・テーマ (米ドル)

以下のサブ・ファンドは、同法第20条第(2)項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第(7)項に規定される「ミックス・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の25%以上をエクイティ投資対象(同法第(8)項および関連ガイドラインに定義される。)に継続的に投資する。

- ・ UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - オール・チャイナ (米ドル)

上記に明記されたサブ・ファンド以外のサブ・ファンドはすべて、同法に規定される「その他のファンド」とみなされる。

ドイツ投資家は、同法に基づく「エクイティ・ファンド」、「ミックス・ファンド」または「その他のファンド」への投資の税法上の影響に関して自身の税務専門家にアドバイスを求めるべきである。

#### DAC 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU) 2018/822(以下「DAC 6」という。)が発効した。DAC 6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレ

ンジメントに関する包括的かつ関連する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

D A C 6 に基づく約定は2020年7月1日までは適用されないが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの通知が必要な場合がある。同指令はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元を特定するアレンジメントおよび情報に関する詳細事項を含む。)に関する情報を、関連する現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、本投資法人は、報告要件の対象であるクロスボーダー・アレンジメントに関して知っているか、所有しているか、または、管理下にある情報を、権限を有する税務当局に開示することを法律によって義務付けられる可能性がある。この法律は、必ずしも濫用的租税回避であると限らないスキームにも関係する可能性がある。

### 第三部 外国投資法人の詳細情報

#### 第1 外国投資法人の追加情報

##### 2 役員の状況

<訂正前>

(2020年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・ファンド・マネジ メント(スイス)エイ・ジー、パーゼ ル、マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
トビアス・ミーヤー (Tobias Meyer)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

<訂正後>

(2021年8月31日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし

トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
ラファエル・シュミット -リヒター (Raphael Schmidt - Richter)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (ドイツ)ゲーエムベーハー、 フランクフルト エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・グア ニニ (Francesca Guagnini)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント(U K)リミテッド、ロンドン マネージング・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

## 第2 手続等

### 1 申込(販売)手続等

<訂正前>

#### 海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価( )純資産価格の計算」の項に従って計算する。

当初発行以降、発行価格は、別途規定されない限り、投資証券1口当たりの純資産価格に販売代行会社に支払う純資産価額の3%を上限とする発行手数料を加えた価格に基づく。さらに、各販売国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。

本投資法人による投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行、販売代行会社および支払事務代行会社がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払事務代行会社は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

(後略)

<訂正後>

#### 海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価( )純資産価格の計算」の項に従って計算する。

別途規定されない限り、各々の販売代行会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、最大5%の購入時手数料が投資額から控除される(もしくは追加で徴収される)または純資産価格に上乘せられることがある、サブ・ファンドの投資証券の販売に関わる販売代行会社および/または金融仲介業者へ支払われることがある。さらに、各販売国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。追加情報は販売国の販売資料で参照することができる。

本投資法人による投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行、販売代行会社および支払事務代行会社が受け付ける。販売代行会社および支払事務代行会社は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

(後略)

### 2 買戻し手続等

<訂正前>

#### 海外における買戻し手続等

(中略)

投資主の依頼により、本投資法人はその裁量により投資者に対し一部または全部が現物による買戻しを受け付けることができる。

(後略)

<訂正後>

海外における買戻し手続等

(中略)

投資主の依頼により、本投資法人はその裁量により投資者に対し一部または全部の現物による買戻しと引換えに、投資証券の買戻しを受け付けることができる。

(後略)

### 3 乗換え手続等

<訂正前>

海外市場における乗換え

(中略)

乗換えに際して、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの上限発行手数料率と同等の上限乗換え手数料を販売代行会社が徴収する場合がある。かかる場合、「買戻し手続等」の項に従い、買戻手数料が徴収されることはない。

(後略)

<訂正後>

海外市場における乗換え

(中略)

各々の販売代行会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、投資額に対する上限購入時手数料の金額の上限乗換え手数料が、サブ・ファンドの投資証券の販売に関わる販売代行会社および/または金融仲介業者への支払いのため控除される(もしくは追加で徴収される)または純資産価格に上乗せされることがある。かかる場合、「買戻し手続等」の項に従い、買戻手数料が徴収されることはない。

(後略)

### 4 その他

<訂正前>

投資証券の発行と買戻しに関する条件

(中略)

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる(先渡し価格)。純資産価額は最新の知れている市場価格に基づいて計算される(すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる)。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

(中略)

ベンチマーク規則

(中略)

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画

を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

#### ベンチマークの開示(指数提供者)

(後略)

<訂正後>

#### 投資証券の発行と買戻しに関する条件

(中略)

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる(先渡し価格)。純資産価額は最新の知れている市場価格に基づいて計算される(すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる)。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

注文の受付を委託された販売会社は、適用法令に従って、同意書もしくは注文書に基づくか、またはこれと同等の手段による申込注文、買戻注文および/または乗換え注文を要請し、投資者からこれらの注文を受け付けるものとする(電子的手段による注文の受領を含む。)。同意書または注文書と同等の手段を書面として適用するためには、管理会社および/またはUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーがその裁量により事前に書面で同意をする必要がある。

#### マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

(中略)

#### ベンチマーク規則

(中略)

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

#### サステナビリティ・プロファイルの測定(サステナビリティ・フォーカス・ファンド)

サステナビリティ・フォーカス・ファンドは、そのベンチマークのプロファイルに照らして測定されるサステナビリティ・プロファイルを有する。関連するUBSのESGコンセンサススコアは、年1回以上、各月のプロファイルから計算され、年次報告書において公表される。

#### ベンチマークの開示(指数提供者)

(後略)

## 第3 管理及び運営

### 1 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

#### ( ) 純資産価格の計算

<訂正前>

(前略)

報酬および手数料ならびに投資資産の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンド



の価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

報酬および手数料ならびに投資資産の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる(スイング・プライシング)。

(後略)

( ) 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

<訂正前>

以下の場合、本投資法人は純資産価格の計算、ひいてはサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを1営業日以上一時的に中止することができる。

(中略)

- 外国為替および資本変動に関する規制により、本投資法人が事業を継続できない場合。純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの中止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局に遅滞なく連絡するとともに、後記の「報告書を受領する権利」に記載されている方法で公告するものとする。

(後略)

<訂正後>

以下の場合、本投資法人は純資産価格の計算、ひいてはサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを1営業日以上一時的に中止することができる。

(中略)

- 外国為替および資本変動に関する規制により、本投資法人が事業を継続できない場合。
- フィーダー・ファンドとしてサブ・ファンドが投資しているマスター・ファンドにより( ) 1口当たり純資産価格の計算、( ) 発行、( ) 買戻し、および/または( ) 投資証券の交換が停止される場合。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの中止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局に遅滞なく連絡するとともに、後記の「報告書を受領する権利」に記載されている方法で公告するものとする。

(後略)

## 2 利害関係人との取引制限

<訂正前>

利益相反

(中略)

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および主たる販売会社は、UBSグループの一員である(以下「関係者」という。 )。

(後略)

<訂正後>

利益相反

(中略)

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社、主たる販売会社、証券貸付仲介人および証券貸付サービス提供会社は、UBSグループの一員である(以下「関係者」という。)

(後略)

## 第4 関係法人の状況

### 1 資産運用会社の概況

#### (5) 事業の内容及び営業の概況

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

<訂正前>

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2020年12月末日現在、管理会社は以下のとおり、405本の投資信託/投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

管理会社は、本投資法人の所在地事務代行会社としても行為している。

2020年12月末日現在、管理会社は以下のとおり、405本の投資信託/投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

(後略)

### 2 その他の関係法人の概況

#### (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

##### a. 資本金(株主資本)の額

2021年6月末日現在、5,000万円

(後略)

<訂正後>

(前略)

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

##### a. 資本金(株主資本)の額

2021年8月10日現在、5,165百万円

(後略)

## 交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

<p>投資方針 投資目的</p>	<p>(中略)</p> <p>- UBSアセット・マネジメントはロング・ターム・テーマ(米ドル)をESG統合型ファンドに分類しています。アクティブ運用される本サブ・ファンドは、その資産を、主に世界中の先進国および新興国市場の大型および中小型株式およびその他のエクイティ持分に投資します。本サブ・ファンドにおいて、投資運用会社は投資に際して魅力度を判断するにあたり、長期的な視点に着目します。これらの視点は、あらゆるセクター、国および株式時価総額の銘柄にも及びます。これらの視点は、例えば、世界的な人口増加、高齢化または都市化と関連することがあります。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI オール・カンントリー・ワールド(税引き後配当再投資)を用います。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られません。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがあります。本サブ・ファンドはグローバルな投資特性のために様々な外国通貨に投資を行います。為替リスクを低減するためにポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの表示通貨に対してヘッジする場合があります。</p> <p>(中略)</p>
----------------------	---

(後略)

&lt;訂正後&gt;

<p>投資方針 投資目的</p>	<p>(前略)</p> <p>(中略)</p> <p>- UBSアセット・マネジメントはロング・ターム・テーマ(米ドル)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。アクティブ運用される本サブ・ファンドは、その資産を、主に世界中の先進国および新興国市場の大型および中小型株式およびその他のエクイティ持分に投資します。本サブ・ファンドにおいて、投資運用会社は投資に際して魅力度を判断するにあたり、長期的な視点に着目します。これらの視点は、あらゆるセクター、国および株式時価総額の銘柄にも及びます。これらの視点は、例えば、世界的な人口増加、高齢化または都市化と関連することがあります。サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの測定、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI オール・カンントリー・ワールド(税引き後配当再投資)を用います。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではありません。投資戦略および監視プロセスは、商品の環境的または社会的特性が確実に考慮されるようにします。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、投資選択または組入比率の点においてベンチマークに縛られません。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがあります。サブ・ファンドは、そのグローバル志向のために複数の通貨に投資を行います。投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合があります。</p> <p>(中略)</p>
----------------------	---

(後略)